

令和7年度賃金制度改革セミナー開催業務仕様書

1 事業の目的

物価上昇や最低賃金の大幅な引上げにより企業に対する賃上げ圧力が高まり、企業においては従業員の生活を守りつつ経営を持続させることが課題となる中、企業の成長と従業員の満足度向上の両立を図るための「持続的な賃上げ」の実現に向けた賃金制度の設計・運用手法を学ぶセミナーを開催する。

2 委託業務名

令和7年度賃金制度改革セミナー開催業務

3 委託期間

契約締結の日から令和7年11月28日まで

4 委託料上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

5 事業内容等

○賃金制度改革セミナーの開催

持続可能な賃上げを実現するための賃金制度の設計・運用方法を学ぶセミナーを開催する。

① 開催時期、場所、回数

- ・ 契約締結後～11月の間に県内で3回以上セミナーを開催する。
- ・ 開催場所は愛媛県の各地方局（東予、中予、南予）の管轄地域で少なくともそれぞれ1回以上開催すること。
- ・ 開催スケジュール及び時間は、令和7年の県内の最低賃金の改定や受講者の参加のしやすさを考慮すること。
- ・ 各回のセミナーは対面での開催を基本とするが、オンライン方式を併用することも認める。

② 対象・定員

- ・ 対象は主に県内中小企業の経営者又は人事労務担当者とする。
- ・ 定員は各回10名以上、全セミナーを通算して概ね50名以上とする。

③ 内容

- ・ 受講者が県内の賃金の動向や、賃上げの必要性を理解するとともに、持続可能な賃上げの実現に向けた賃金制度の見直しのための知識、手法を学ぶことができる内容とし、内容にふさわしい講師を選定すること。
- ・ 希望する受講者に対して、課題解決に向けた個別指導（実施方法、内容、スケジュール、回数は問わない）を実施すること。
- ・ 県の賃上げ支援に係る施策を紹介する時間を設けること。
- ・ その他、セミナーに付帯して県内企業の賃上げ機運の醸成や受講者の理解促進につながる企画がある場合は、委託料の範囲内で実施することができる。

④ その他

- ・セミナーの企画、運営、会場や講師の手配、周知・広報、参加者の募集、参加申込みの受付等、それに付随する一切の業務を行うこと。
- ・受講者にアンケートを実施し、セミナーに対する要望・感想を把握するとともに、アンケート結果を県に報告すること。

6 事業計画書及び報告書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について県と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して県に提出すること。
- (2) 委託業務完了後、委託契約書に定める実績報告書を提出し、県の検査を受けること。
- (3) 県は、必要がある場合は受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
- (4) 県は、業務実施過程で本仕様書の内容に変更の必要が生じた場合は、受託者に協議を申し出る場合がある。この場合、受託者は、委託料の範囲内において仕様の変更に応じること。

7 事業の再委託

受託者は委託業務遂行において、一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、県が業務を効率的に行う上で必要と認めるときは、委託業務の一部を委託することができる。その場合は、委託契約書に基づき再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、県の承諾を得なければならない。

8 著作権の譲渡等

- (1) 本事業を行うにあたり、特許権、著作権、肖像権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下、「特許権等」という。）に関する紛争が生じないように、受託者が責任をもって調整すること。構成素材の手配及びそれに含まれる第三者の特許権等についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むこととする。発注者又は受託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も、前記のとおりとする。第三者からの異議申立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応すること。
- (2) 本業務により受託者が制作する成果物に係る著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める権利をいう。）については、発注者に帰属するものとし、本業務により受託者が得る成果物の著作権者人格権（著作権法第 18 条から 20 条までに規定する公表権、氏名表示権及び同一性保持権をいう。）について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、発注者が成果物を使用するに当たり、その利用様態に応じて、サイズや色調等の変更又は一部を切り取ることをあらかじめ承諾するものとする。

- (4) 発注者は、成果物を使用するに当たって、受託者を表示することを要しないものとする。

9 特記事項

- (1) 事業実施に当たっては、善良なる管理者の注意をもって処理し、事業の目的を達成するために効率的に運営すること。
- (2) 受託者は関係法令等を遵守し、準備作業、運営管理に伴い生じる義務（安全確保義務を含む。）及び責任はすべて受託者の負担において措置すること。
- (3) 受託者が本業務で得た成果は、原則として愛媛県に帰属する。
- (4) 受託者は、この契約の履行により知りえた秘密を第三者に漏らしてはいけない。 契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受託者は、個人情報について「個人情報特記事項」を遵守しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の実施に際しての詳細な事項及び仕様書に記載のない事項については県との協議の上、実施すること。県側の都合により、作業の実施時間、方法等が制限される場合があるので、実施に当たっては十分調整・協議を行うこと。
- (7) 受託業務の詳細については県と十分な打合せを行い、双方共通の認識のもとで事業が進むよう留意すること。本仕様書に関して疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定する。